特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
1	住民基本台帳に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京丹後市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京丹後市長

公表日

令和5年9月26日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務				
②事務の概要	市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。				
	住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。				
	市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。				
	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪転出者への転出証明書の交付 ⑫住民に関する事務処理の基礎とするための、住民票に関する情報を他業務へ移転				
③システムの名称	(1) 既存住民基本台帳システム(2) 住民基本台帳ネットワークシステム(※)(3) 中間サーバー(4) 団体内統合宛名システム(5) コンビニ交付システム				
	※ 後述の「2.特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。				
2. 特定個人情報ファイル名					
(1)住民基本台帳ファイル					

- (1)住民基本台帳ファイル
- (2)本人確認情報ファイル
- (3)送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法) (昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) 法令上の根拠 ・第7条(住民票の記載事項) ·第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提 供)

4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠): 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) (別表第二における情報照会の根拠): なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	市民環境部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地 京丹後市総務部総務課 電話 0772-69-0140
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地 京丹後市市民環境部市民課 電話 0772-69-0210

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 [1万人以上10万人未満] 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上					
	や和1年5月31日 時点							
2. 取扱者数								
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か 令和1年5月31日 時点								
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類					
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価施機関に		重点項目評	『価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ŧネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除ぐ	(.)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託				[0]	委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託ヤ	で情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供	țを除く。)	[]	提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	≤の接続		[]接網		[]	接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外	部監査	<u> </u>
9. 従業者に対する教育・唇	8発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分に行ってい 3) 十分に行ってい	る	เงอ

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 4. ②法令上の根拠		項番 74、85の2、119の追加	事後	
令和1年6月28日	I 4. ②法令上の根拠		項番 117、120の削除	事後	
令和1年6月28日	I 5. ①部署	市民部 市民課	市民環境部 市民課	事後	
令和1年6月28日	I 5. ②所属長の役職名	上田 雅彦	市民課長	事後	
	I 7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 請求先	企画総務部 総務課 TEL(0772)69-0140	〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地 京丹後市総務部総務課 TEL 0772-69- 0140	事後	
令和1年6月28日	I 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	市民部 市民課 TEL(0772)69-0210	〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地 京丹後市市民環境部市民課 TEL 0772-69- 0210	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策		新様式の追加による	事後	
令和3年9月1日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	番号法の改正に伴う変更(令 和3年9月1日施行分)
令和5年10月1日	I 1. ③システムの名称	(1)既存住民基本台帳システム (2)住民基本台帳ネットワークシステム(※) (3)中間サーバー (4)団体内統合宛名システム	(1)既存住民基本台帳システム(2)住民基本台帳ネットワークシステム(※)(3)中間サーバー(4)団体内統合宛名システム(5)コンビニ交付システム	事前	コンビニ交付サービス開始に 伴うシステム名の追加